

平成29年度

第6回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

平成29年10月13日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、平成29年度第6回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	10件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	3件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	6件
議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第7号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	14件
議案第8号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	10件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	14件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	31件
報告第4号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願について（一時転用）	1件
報告第5号	地目変更について	10件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	6件

<出席委員> (15名)

1番	石井一也	2番	市原律子
4番	小川友安	5番	清宮惠理子
6番	齊藤憲次	7番	浅川政明
8番	長谷川秀明	9番	高橋芳和
10番	竹下洋一	11番	秋庭重樹
12番	中村浩道	13番	西郡高夫
14番	伊原茂久(職務代理者)	15番	齊藤元治
16番	長谷部衡平(会長)		

<欠席委員> (2名)

3番	横山清亮	17番	橋本泉
----	------	-----	-----

<出席農地利用最適化推進委員>

農地利用最適化推進委員連絡協議会 会長 鈴木武夫

<事務局説明員>

事務局長	加瀬秀行	次長	岡本茂之
次長補佐	橘菌俊朗	農地指導班長	今井正隆
農地利用最適化推進班長	福島悟	農地審査班長	江上章子

開 会 (午前10時 予定)

議 長
(長谷部衡平会長)

それでは、規則の定めるところにより、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

ただ今より、平成29年度第6回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中15人で総会は成立しております。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。議席番号 7番 浅川 政明 委員、議席番号 8番 長谷川 秀明 委員のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2ですが、本日は鈴木会長にお越しいただいていることから、議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を先に審議することとし、その後、議案第1号～議案第7号を審議することといたしたいと存じます。

それでは、鈴木会長、ご説明をお願いします。

推進委員協議会
長 (鈴木武夫委員)

それでは、議案第8号についてご説明いたします。

議案別冊と書かれた、議案第8号の資料をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」と書かれた資料をご覧ください。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、農業委員会法の改正により全ての農業委員会で最適化の推進に向けた目標や方法について定めるとされたもので、昨年度より農業委員会総会において協議されてきたものです。

この指針については、推進委員の意見が反映されるようにしなければならないとされており、8月31日に第1回推進委員協議会、9月20日に最適化推進企画班の会議、10月6日に第2回推進委員協議会と3回にわたり協議を行いましたので、推進委員の意見として総会に報告するものであります。

1枚めくっていただき、資料1をご覧ください。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)として推進委員の意見を反映したものになります。

1ページ目には基本的な考え方として、本市の農業の特性や立

地条件、目指すべき農業などを記載しています。

2ページ目からは、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」のいわゆる農地利用の最適化を推進するための3本の柱について、具体的な目標と推進方法について定めています。まず2ページ目は1として「遊休農地の発生防止・解消について」数値目標や活動内容を記載しています。

3ページ目からは、2として「担い手への農地利用の集積・集約化について」同じく数値目標や活動内容を記載しています。

4ページ目からは、3として「新規参入の促進について」同じく記載しています。

それぞれの数値目標の値については、現状の数値をもとに、現実的に実現可能で、市の他の実施計画と連動するよう設定しております。

次に資料2をご覧ください。

昨年度より、協議されてきた指針の内容について、推進委員で追加や修正した項目をまとめたものになります。

新体制となり今後、農業委員、推進委員での積極的な活動を推進するため、さらなる取り組みとして、中央に図入りで書かれている3つの活動を行っていくこととしました。

1つ目、「遊休農地の発生防止・解消」の項目については、「遊休農地の解消を率先して行うため、農業委員、推進委員自ら遊休農地の再生活動を行う。」としました。

2つ目の「担い手への集積・集約化」の項目については、県が中心となって進めている、農地流動化推進の取り組みである「農業委員、推進委員一人あたり30アール以上の農地の権利設定を目標とする、ワン・スリー運動を推進する。」としました。

そして3つ目の「新規参入の促進」の項目については、「女性農業者の就農を促すため、女性農業者団体のセミナーなどへ参加し、働きかけを行っていく。」としました。

これらの活動については、今後、農地利用最適化推進企画班で、具体的な内容について計画を立て、実行していくこととなります。

また、資料の右側になりますが、これらの取り組みは、農地を有効的に活用し、農地が「食料の安定供給を図るための生産基盤」という従来からの役割に加え、「都市化の進む本市で実践できる“稼げる農業”のための基盤」としての役割も担うために、行うものであることを指針に明記することとしました。

農地利用最適化推進委員連絡協議会からの報告は以上です。

議 長 (長谷部衡平会長)	ただいまの、鈴木会長からの説明について、質問、意見等ございますか。
長谷川秀明委員	第2の2、担い手への農地利用の集積・集約化についての④に農業委員・推進委員一人あたり30アール以上の農地の権利設定を目標とするとありますが、権利設定というのはどういうことなんでしょうか。
事 務 局	権利設定というのは、いわゆる貸し借りや売買のことを言います。委員一人あたり30アール以上の権利設定、貸し借りや売買が成立するよう働きかけましょうということです。
長谷川秀明委員	といたしますと、私、委員の長谷川が、長谷川自身若しくはAという人が30アールの権利設定を成立させてこい、ということでしょうか。
事 務 局	そういった目標を県が中心となって進めておりまして、農業委員さん推進委員さんの皆さんが権利設定した数値を割りかえして、30アール以上がんばっていきましょう、という目標になっております。
長谷川秀明委員	すると私も市内の農事組合法人の運営に携わっておりますが、その法人が30アール利用権設定すれば、この目標値の中に入るのでしょうか。
事 務 局	はい。長谷川委員さんが中心となっている法人ですので、30アールの中に入ることになります。
議 長 (長谷部衡平会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について農地利用最適化推進委員協議会からの提案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	—— 挙手全員 ——
議 長 (長谷部衡平会長)	賛成全員でございますので、議案第8号は、原案どおり決定いたします。 ここで、鈴木会長は退室をお願いいたします。本日は、ご多忙のところありがとうございました。
議 場	(鈴木会長退室)

議長
(長谷部 衡平 会長)

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
(西郡 高夫 委員)

ご説明いたします。はじめに第1項です。本項は第2項から第6項までとの一体案件ですので、一括してご説明します。

なお、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

お手元の資料の1-1～6をご参照ください。

資料は、位置図と営農計画書を添付しております。

本案件は、緑区土気町在住の方が、同区同町などに在住の方が所有する、第1項の同区同町の農地を、第2項は、義務者であり、若葉区大宮台に在住の方が所有する、緑区土気町の農地を、第3項は、義務者であり、緑区土気町に在住の方が所有する、同区同町の農地を、第4項は、義務者であり、緑区高津戸町に在住の方が所有する、緑区土気町の農地を、第5項は、義務者であり、東京都葛飾区に在住の方が所有する、緑区土気町の農地を第6項は、義務者であり、緑区土気町に在住の方が所有する、同区同町の農地を新規就農のため、第1項から第5項は売買により取得を、第6項は賃借権の設定をするものです。

面接した権利者により、権利者は会社を退職後、新規就農するために申請地に隣接する住宅に移り住み、また、千葉県立農業大学校で研修を受けたとのこと。

申請地の取得後の作目は、ハウレンソウ、トマト、メロン等の予定であります。

第1項から第6項の説明は以上です。

次に第7項です。お手元の資料の1-7をご参照ください。

本案件は、権利者であり、緑区誉田町2丁目に在住の方が、義務者であり、中央区旭町に在住の方が所有する緑区誉田町2丁目の農地を、経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、キュウリ、トマト、ラッカセイ等の予定であります。

次に第8項です。お手元の資料の1-8をご参照ください。

本案件は、権利者であり、若葉区坂月町に在住の方が、義務者であり、若葉区多部田町に在住の方が所有する、若葉区高根町の農地を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻の予定であります。

次に第9項です。お手元の資料の1-9をご参照ください。

本案件は、権利者であり、若葉区下泉町に在住の方が、義務者であり、稲毛区稲毛町に在住の方が所有する若葉区下泉

町の農地を経営規模を拡大のため、売買により取得をするものです。

申請地の取得後の作目は、ピーマン、甘長とうがらし、つるむらさきの予定であります。

次に第10項です。お手元の資料の1-10をご参照ください。

本案件は、権利者であります、花見川区横戸町に在住の方が、義務者であります、八千代市に在住の方が所有する花見川区横戸町の農地を経営規模拡大のため、売買により取得をするものです。

申請地の取得後の作目は、水稻の予定であります。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部衡平会長)

ただいまの、事前審査第1班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議場

—— 質問・意見等無し ——

議長
(長谷部衡平会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第1班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手全員 ——

議長
(長谷部衡平会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
(西郡高夫委員)

ご説明いたします。

第1項及び第2項につきましては、事務局から説明のありましたとおり本総会では審議いたしませんので、第3項よりご説明いたします。

なお、第3項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

お手元の資料の2-3をご参照願います。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、JR誉田駅から約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水は浸透槽を設置し、側溝及び雨水本管に接続します。汚水は污水管に接続します。

他法令関係は都市計画法に該当し、現在手続中です。

次に、第4項です。

お手元の資料の2-4をご参照願います。

本案件は、住居兼事務所用地とするため、売買により取得するものです。

モノレール小倉台駅から南東に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

被害防除は、排水関係については、浸透槽を設置し、オーバーフロー分は側溝に接続します。

汚水は、污水管に接続します。

また、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令関係は都市計画法に該当し、現在手続中です。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部 衡平 会長)

ただいまの、事前審査第1班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議場

——— 質問・意見等無し ———

議長
(長谷部 衡平 会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第1班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手全員 ———

議 長
(長谷部衡平会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

事前審査第1班
(西郡高夫委員)

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。
事前審査第1班長、ご説明願います。

ご説明いたします。
議案書の8ページをご覧ください。
また、資料15ページから17ページの位置図、公図及び机上配付しました土地利用計画図をご覧ください。

本件は、先月の平成29年度第5回総会でご審議をいただき、9月19日付で第3条の許可を行いました農地に関連するものです。

稲毛区弥生町に本店を置く法人が賃借権を設定した緑区大木戸町の畑1筆、13, 186平方メートルに、設置面積9, 537. 75平方メートル、農地接地面積86. 46平方メートル、出力625キロワットの営農型太陽光発電設備を設置するものです。

営農型のため、一時転用期間は、平成32年11月30日までの3年間です。

費用は、1億5千2百4万6千円となり、全額借入金対応です。
事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
以上でございます。

議 長
(長谷部衡平会長)

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

長谷部衡平委員

一時転用許可期間3年間ということですが、3年で1億5千万円の費用を回収できるのでしょうか。

事 務 局

営農型太陽光発電の設置につきましては、許可期間は最長3年ですが、問題ない場合には、再度の許可が可能という規定がございます。発電の買い取り期間は通常20年ということですので、3年間の許可を7回経て概ね半分くらいのところで採算が取れるのが普通だと聞いております。

議 長
(長谷部衡平会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

—— 挙手全員 ——

議 長
(長谷部 衡平 会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。

事前審査第1班長、ご説明願います。

事前審査第1班
(西郡 高夫 委員)

ご説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。第1項です。

資料19ページから22ページの位置図、公図及び土地利用計画図をご覧ください。

本件は、緑区大木戸町に本店を置く法人が、千葉県農業委員会により平成26年10月17日付けで、平成29年10月31日までの使用貸借権設定の許可を受け、同町の畑7筆において設置面積3,172.79平方メートル、農地接地面積31.29平方メートル、出力420キロワットの営農型太陽光発電設備を設置しているものを、平成32年10月31日までの3年間延長して使用したい、というものです。

事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、第2項と第3項は関連案件ですので合わせて説明いたします。

資料23ページから24ページの位置図及び土地利用計画図をご覧ください。

若葉区桜木1丁目に本店を置く法人が、隣接地で宅地造成をするにあたり、田4筆、計626.42平方メートルに賃借権を設定し、一時的に「作業員休憩所、資材置場、駐車場及び進入路の用地」として使用したい、というものです。

工事内容としては、整地後鉄板を敷き詰めユニットハウスを設置します。

被害防除として、雨水は自然浸透とします。

一時転用期間は、平成29年11月30日までの約2か月間です。

費用は、64万3千円となり、全額自己資金対応です。

事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長 (長谷部 衡平会長)	ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
議 場	———— 質問・意見等無し ————
議 長 (長谷部 衡平会長)	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	———— 挙手全員 ————
議 長 (長谷部 衡平会長)	賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。
事前審査第1班 (西郡 高夫委員)	<p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。 事前審査第1班長、ご説明願います。</p> <p>ご説明いたします。 議案書の11ページから12ページでございます。 第1項から第6項まで千葉南税務署管内の20年経過予定案件です。</p> <p>第1項は、四街道市在住の農業相続人が、若葉区旦谷町の田2筆について、すべて自ら耕作の用に供していることを、9月26日牧野推進委員に確認していただきました。</p> <p>次に、第2項は、中央区生実町在住の農業相続人が、同区南生実町の田4筆について、すべて自ら耕作の用に供していることを、9月27日長谷川推進委員に確認していただきました。</p> <p>次に、第3項は、緑区落井町在住の農業相続人が、同区同町、中西町及び茂呂町の田3筆、畑3筆について、すべて自ら耕作の用に供していることを、9月27日長谷川推進委員に確認していただきました。</p> <p>次に、第4項は、緑区越智町在住の農業相続人が、同区同町の田1筆、畑2筆について、すべて自ら耕作の用に供していることを、9月28日穴田推進委員に確認していただきました。</p> <p>次に、第5項は、緑区越智町在住の農業相続人が、同区同町及び大木戸町の田5筆、畑10筆について、すべて自ら耕作の用に供していることを、9月27日穴田推進委員に確認していただきました。</p> <p>次に、第6項は、緑区土気町在住の農業相続人が、同区同町の田5筆、畑23筆について、すべて自ら耕作の用に供していることを、9月29日小川推進委員に確認していただきました。</p>

議 長
(長谷部 衡平 会長)

すべてにおいて、各担当推進委員から現地調査結果報告書が提出されております。

事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

みなさんご存知かと思いますが、納税猶予の20年の期間が過ぎたからと言って、次の年から耕作・管理をしないということでは困ります。その後も同様に管理を継続するよう、農業相続人の方々へお願いをしていただくようお願いいたします。

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第1班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手全員 ———

議 長
(長谷部 衡平 会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

事前審査第1班長、ご説明願います。

事前審査第1班
(西郡 高夫 委員)

ご説明いたします。

議案書の13ページをご覧ください。

第1項です。花見川区幕張本郷在住の方と同区幕張町在住の方の2人が所有しております、同町の畑1筆、面積2,184平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、9月29日の現地調査により、笠川推進委員に確認していただきました。買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。

事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長 (長谷部 衡平会長)	ただいまの、事前審査第1班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
議 場	——— 質問・意見等無し ———
議 長 (長谷部 衡平会長)	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議 場	——— 挙手全員 ———
議 長 (長谷部 衡平会長)	賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。
事前審査第1班 (西郡 高夫委員)	<p>次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第1班長、説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>第1項から第12項までいずれも、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件です。</p> <p>第1項及び第2項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、花見川区武石町在住の方の所有する同町の田8筆、合計面積1,398平方メートルを賃借にて借り上げ、同町の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は3年です。</p> <p>続いて、第3項から第6項は、権利者が同一のため一括してご説明します。農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、花見川区畑町在住の方、他1名の所有する同町の畑5筆、合計面積7,081平方メートルに権利設定し、同町の農家の方に第3項及び第4項は使用貸借権、第5項及び第6項は賃借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも3年です。</p> <p>続いて、第7項から第12項も、権利者が同一のため一括してご説明します。農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、若葉区大井戸町在住の方、他2名の所有する同区大井戸町及び上泉町の畑12筆、合計面積4,494平方メートルを賃借にて借り上げ、同区御成台の農家の方に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも3年です。</p> <p>第13項は、中央区中央所在の農地所有適格法人が、北海道樺</p>

戸郡月形町在住の方の所有する若葉区中田町の畑7筆、合計面積11,898平方メートルに賃借権を新規に設定するもので、設定期間は8年です。

第14項は、緑区大高町在住の農家の方が、同区下大和田町在住の方の所有する同区土気町の畑1筆、面積5,476平方メートルに賃借権を新規に設定するもので、設定期間は10年です。

第1項から第14項までの合計面積は30,347平方メートルです。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部衡平会長)

ただいまの、事前審査第1班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議場

—— 質問・意見等無し ——

議長
(長谷部衡平会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第1班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手全員 ——

議長
(長谷部衡平会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定いたします。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

—— 事務局説明 ——

事前審査第1班
(西郡高夫委員)

ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議場

—— 質問・意見等無し ——

議 長
(長谷部 衡平会長)

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成29年度第6回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午前11時00分)